

第6章 村議会

(議会の役割)

第15条 ~~村~~議会は、村民の代表から構成される、重要事項について、村の意思決定を行います。

2 議会は議決機関として、~~村の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限があり~~ます適正に行政運営が行われているかを監視しけん制する役割を果たします。

(議会の責務)

第16条 議会は、~~会期内外を問わず~~、むらづくりの課題について調査研究を進め、将来に向けたむらづくりの展望を持って活動するように努めます。

2 議会は、広く村民から意見を求めるように努めます。

3 議会は、村民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責任を有し~~ます~~があります。

4 議員は、村民から選ばれた者として自ら研さんに努めます。

~~—(議会の組織)—~~

~~第17条 議会の組織及び議員定数は、むらづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。~~

~~—(議会の会議) (反問権)~~

~~第18条 議会の本会議は、討議を基本とします。~~

~~2~~第17条 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができます。

~~—(会議の公開)—~~

~~第19条 議会の会議は原則公開とし、開かれた村議会の運営に努めます。~~

~~—(議会の会期外活動)—~~

~~第20条 議会は、閉会中においても、村政への村民の意思の反映を図るため、むらづくりに関する調査等に努めます。~~

~~2~~その活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行います。

(委員会の設置)

~~第21条~~第18条 議会は、本会議のほか、むらづくりに関する政策を議論するため、委員会を設置することができます。

2 会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとします。

~~—(議員の役割と責務)—~~

~~第22条 議員は、村民から選ばれた者として自ら研さんに努めます。~~